

意見書案第16号

令和4年6月28日提出

令和4年6月28日可決

提出者 市議会議員 笠原 久
同 近藤 登
同 阿部 忠幸

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、世界各地で感染が拡大し、長期にわたり我々の日常生活や社会経済活動に大きな被害をもたらしている。

このことにより、中小企業や小規模事業者の経営や雇用に対し深刻な影響を与えるとともに、医療提供体制においては医療従事者や病床の不足により医療崩壊の危機に直面するなど、今まで想定されなかった事態も発生した。

また、近年は自然災害が頻発し、その被害も激甚化している状況がある。

平成23年の「東日本大震災」では瓦礫の撤去や支援物資輸送の遅れなど、被災自治体の行政機能の停止が大きな問題となった。

このような中、今後30年以内に高い確率で「首都直下型地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生も予想されている。

さらには、ロシアによるウクライナ侵攻という、今までの常識では考えられないような安全保障上の危機も現実起きており、無抵抗の市民が虐殺されるなどの報道に接し、有事に対する備えの必要性も議論され始めている。

我が国では、これまで大地震や感染症、その他の緊急事態の発生に対し災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきたが、今後、他国からの侵略も含めて、より重大な緊急事態が発生した場合は、従来の法体系では対応できないのが現状である。

国家の最大の責務は、緊急事態において国民の生命と財産を守ることであり、国民はそのための施策と法整備、さらには根拠規定たる憲法の在り方について国会が建設的な議論に取り組むことを期待している。

よって、国においては、緊急事態に対応する法整備の在り方について、建設的かつ広範な議論を行うとともに、地方自治体の意見を尊重した上で、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明